

答申第 821 号

諮問第 1397 号

件名：総務部財政課・人事課各グループの時間外勤務手当の予算額（予算内示額を含む）が分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 6 月 14 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 30 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 異議申立人は、愛知県知事宛に、以下内容の行政文書の開示を求め、2015 年 6 月 14 日付行政文書開示請求書を提出した。

「1. 2012 年度～2015 年度の、総務部財政課・人事課、同課各グループの時間外勤務手当の予算額が分かる文書。」

(イ) 知事は、右開示請求行政文書の内、各課の予算額（予算内示額）を開示したが、各グループの予算額については、「作成又は取得していない」として、不開示決定した。

(ウ) 知事（部局）は、「時間外勤務の縮減に関する基本方針」を定め、関係職員に対し、以下のような対応を求めている。

4 時間外勤務の状況等の把握

所属長は、「時間外勤務の取扱いに関する要領」に基づき、年度当初に時間外勤務縮減目標、取組の具体的な方策を定め、実際に時間外勤務を命じるグループ班長等に周知・徹底するとともに、その進捗状況を常に把握し適切な時間管理に努めること。

また、これに併せ、各班員の時間外勤務手当の時間単価を把

握し、計画的な予算管理を行うこと。

これを読むと、本件開示請求に関わる部分について、以下のように理解することができる。

- a 班長が、実質的に班員の時間外勤務を命じていること。
- b 班長が、班員の時間外勤務手当の「時間単価」を把握していること。

(課長が、何十人もの課員の「時間単価」を把握すること自体無理である。)

- c その上で、班長が「班に示された予算額」に基づき、「計画的な予算管理」を行うこと。
- (エ) 以上、「班に示された予算額」は存在し、実質的に時間外勤務を命じている班長による「計画的な予算管理」が行なわれていると考えられる。
- (オ) よって、請求どおり開示を求める。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 開示請求後の、担当者と異議申立人とのやり取りを記す。(6月25日)

- a 実施機関の担当者より電話。

担当者「総務部全体の予算額しかない。執行額について情報提供したい。」

申立人「執行額など開示請求していない。総務部全体の予算があつて、各課、各グループが、勝手にどんどん超勤して、予算額を大きく超えては困るだろう。だから、グループごとの班員の時間単価、班の予算を念頭に合理的に使えと文書に書いてある。当該公文書が無いというならば、不存在決定してくればよい。」

担当者「部内で相談する。」

申立人「考える話ではない。文書があるのか否かだ。無いのなら無い、でよい。異議申立する。」

- b 担当者より電話。

担当者「開示請求文書を補正してよいか。課の部分だけにしてよいか。」

申立人「補正は困る。課の部分は開示、グループの部分は「不存在」、でよいではないか。」

担当者「その辺が良く分からないので…。」

申立人「情報公開担当に聞いて。あなたとやりあうつもりは無

い。行政として、もっとスマートにやればよい。」

c 担当者より電話。

担当者「請求文書の「予算額」の後に「予算内示額を含む」と入れさせてほしい。」

申立人「了解。」

(イ) 行政内部の事情が分からない県民にとって、「予算額」と「予算内示額」の違いは理解できない。実態として、まさに、同じものではないか。よって、当初、実施機関が「存在しない」としたこと自体、申立人にとって大いに疑問である。このような対応をされたならば、つまり、ごくわずかな言葉の違いを理由に不存在決定処分がなされるようなならば、県民にとって、行政情報を入手することは、はなはだ困難になる。情報公開の方向に反する姿勢ではないか。

(ロ) 不存在とされた各グループの予算額関係文書に関する意見は、異議申立書に記載したとおりであり、当該文書は存在するものとする。

因みに、愛知県教育委員会事務局は、「各班長に時間外勤務の時間数を示しており、時間数を示すということは予算額を示すことと同義的である」旨、回答した。

勿論、この場合も、各班への「予算額」（県教委は「予算内示額」の存在も否定した）が存在しないという意味において、異議申立人は了解できないが、県教委が、知事部局から独立した機関であるとはいえ、時間外勤務手当の予算管理の枠組みが異なるなどとは考えられないことである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として、「2012年度～2015年度の、総務部財政課・人事課、同課各グループの時間外勤務手当の予算額が分かる文書。」と記載されていた。しかし、時間外勤務手当の予算は、愛知県総務部（以下「総務部」という。）全体で一括計上しており、総務部内の課やグループごとの予算額は存在しない。そこで、開示請求者に口頭で補正を求め、予算内示額を含む旨を確認したことから、開示請求書に「(予算内示額を含む)」と記入した。

本件開示請求書による請求内容のうち、「2012年度～2015年度の、総務部財政課・人事課の時間外勤務手当の予算額（予算内示額を含む）が分かる文書」については、総務部財政課（以下「財政課」という。）及び総務

部人事局人事課（平成 24 年度及び平成 25 年度は、総務部人事担当局人事課。以下「人事課」という。）における平成 24 年度から平成 27 年度までの各年度の時間外勤務手当の予算内示額が記載されている文書を別途開示決定している。

よって、本件請求対象文書は、平成 24 年度から平成 27 年度までの財政課及び人事課の各グループの時間外勤務手当の予算額（予算内示額を含む。）が分かる文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

時間外勤務手当の予算額については、前記(1)で述べたとおり、総務部として計上しており、財政課及び人事課の各グループの予算額は存在しない。

なお、総務部総務課（以下「総務課」という。）では、総務部に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）を所掌しており、総務課予算・企画グループから部内各課筆頭グループに対し、時間外勤務手当の予算内示額を通知しているが、これは各課における予算内示額を示したものであり、各課内のグループごとの予算内示額は示していない。そして、当該通知は、前記(1)で述べたとおり、別途開示決定をしている。

また、財政課及び人事課においても、課内の各グループにおける時間外勤務手当の予算内示額を示した文書を作成していない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから不開示とした。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書において、本県が定める「時間外勤務の縮減に関する基本方針」の「4 時間外勤務の状況等の把握」に「所属長は、「時間外勤務の取扱いに関する要領」に基づき、年度当初に時間外勤務縮減目標、取組の具体的な方策を定め、実際に時間外勤務を命ずるグループ班長等に周知・徹底するとともに、その進捗状況を常に把握し適切な時間管理に努めること。また、これに併せ、各班員の時間外勤務手当の時間単価を把握し、計画的な予算管理を行うこと。」との記載があることから、「班に示された予算額」が存在すると主張している。しかし、「計画的な予算管理」は、課ごとに示された予算内示額により行っているため、財政課及び人事課内のグループごとの予算内示額は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成 24 年度から平成 27 年度までの財政課及び人事課の各グループの時間外勤務手当の予算額（予算内示額を含む。）が分かる文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア グループ制は、所属（本庁の課室及び地方機関をいう。以下同じ。）において、当該所属の所掌事務の分担に応じて、課長補佐又はこれと同等以上と認められる職のもとに所属職員を一定規模にくくる所属内の執行体制であり、グループには、課長補佐等をもって充てるグループ班長が置かれている。このグループ班長は、班員（グループを構成する職員をいう。以下同じ。）の指導育成及びサービス管理を行うこととされている。

そして、愛知県職員サービス規程（昭和 39 年愛知県訓令第 28 号）によれば、本庁の課室の職員（課長その他これに相当する職にある者を除く。）に対する時間外勤務の命令は、所属長である課長が行うこととされているが、グループの班員に対する時間外勤務の命令は、愛知県事務決裁規程（平成 15 年愛知県訓令第 5 号）に基づき、グループ班長である本庁の課長補佐等が専決することとなる。

イ 実施機関によれば、総務部の本庁各課に属する職員の時間外勤務手当の予算は、総務部全体で一括計上していることから、部内の課又は課内のグループごとの時間外勤務手当の予算額は存在しないとのことである。また、総務部の主管課である総務課は、部内各課に対して当該課の時間外勤務手当の予算内示額を通知しており、当該通知については別途開示決定をしているが、各課内のグループごとの予算内示額は示していないとのことである。

ウ 当審査会において、知事部局で定める「時間外勤務の縮減に関する基本方針」を見分したところ、「所属長は、…年度当初に時間外勤務縮減目標、取組の具体的な方策を定め、実際に時間外勤務を命じるグループ班長等に周知・徹底するとともに、その進捗状況を常に把握し適切な時間管理に努めること。また、これに併せ、各班員の時間外勤務手当の時間単価を把握し、計画的な予算管理を行うこと。」と記載されているものの、その具体的な方法として、課内の各グループごとに予算内示額等を定めて文書により示すことまで指定しているとは認められなかった。

また、主管課である総務課から部内各課に対して当該課の予算内示額を通知しており、課内においては、日常的な連絡調整によって計画的な予算管理を行い、時間外勤務の縮減に取り組んでいるものと解される。

エ 以上のことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

2012 年度～2015 年度の、総務部財政課・人事課各グループの時間外勤務手当の予算額（予算内示額を含む）が分かる文書。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 8. 5	諮問
27. 9. 2	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 9. 7	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 5. 11 (第488回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 10. 13 (第501回審査会)	審議
28. 11. 7 (第503回審査会)	審議
29. 1. 26	答申